



# 福祉資金

一時的に必要な経費でお困りの方へ



## 1. 貸付対象

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯（資金使途により、対象世帯が異なります。なお、現在総合支援資金を借り受けている世帯には、福祉資金福祉費の貸付はできません。）

## 2. 資金の種類

### (1) 福祉費

#### ① 生業を営むために必要な経費（生業）

◇事業を営むための設備・機械器具の購入・整備費用、補修・改良・拡充のための費用、商品の仕入れの初期費用など（風俗営業は対象外）

#### ② 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費（技能習得）

◇授業料、入学金、定期代、技能習得期間中の生活費（直前までの収入証明が必要）など  
◇仕事をするうえで必要な免許を取得する経費（雇用・内定先の証明が必要です）

#### ③ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費（住宅）

◇天災による被害防止のための住宅補強、バリアフリー改修、積雪時の雪下ろしの費用など

#### ④ 福祉用具等の購入に必要な経費（福祉用具購入）

◇オプチスコープ、油圧式リフト、電動式ギヤッジベッド、障害者用コミュニケーション機器など

#### ⑤ 障害者用自動車の購入に必要な経費（障害者自動車購入）

◇購入車種の排気量、価格、グレードなどの購入車種の制限があります。買替えの場合、購入後8年以上経過していることが必要です。

◇障害のある方の通勤、通院、社会参加の目的で使用される場合に限ります。

#### ⑥ 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費（中国残留邦人年金追納）

#### ⑦ 負傷又は疾病の療養に必要な経費、及びその期間中の生活費（療養）

◇医療費の自己負担額、オムツ代、クリーニング代、通院費用など

◇療養期間中の生活費（ただし、療養期間後の収入確保の見通しが必要です）

#### ⑧ 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生活費（介護等）

◇介護サービスや障害福祉サービス等の自己負担費用など

◇介護サービス利用期間中の生活費（ただし、貸付後の収入確保の見通しが必要です）

#### ⑨ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費（災害援護）

◇被災した住宅の復旧及び家財の購入、田畠、工場、倉庫などの復旧に必要な臨時の費用

#### ⑩ 冠婚葬祭に必要な経費（冠婚葬祭）

◇結婚・出産及び葬祭に必要な経費

#### ⑪ 住居の移転等や給排水設備等の設置に必要な経費（転宅）

◇引越し運送費、敷金、権利金、礼金、仲介手数料、水道又は下水排水路等の整備など

#### ⑫ 就職の支度に必要な経費（支度）

◇就職に際し、スーツやカバンなどの被服費用、初回通勤定期代、住宅入居費用など

#### ⑬ その他、日常生活上一時的に必要な経費（一般福祉）

◇冷暖房器具や生活家電等の購入、修学旅行費、帰省費用、年金の後納・滞納掛金、家主などから強制退去が求められている場合の滞納家賃相当額（9ヵ月限度）など

### (2) 緊急小口資金：緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の資金をお貸しします。

#### ① 医療費又は介護費の支払い等、臨時の生活費が必要なとき

#### ② 火災等被災によって生活費が必要なとき

#### ③ その他やむを得ない事由があり、緊急性、必要性が高いと認められるとき

## 3. 貸付限度額

12・13ページの「生活福祉資金貸付条件等一覧」参照

## 4. 貸付金の利率

福 祉 費：連帯保証人を立てられる場合：無利子

連帯保証人を立てられない場合：年1.5% ※連帯保証人の条件は3ページ参照

緊急小口資金：無利子

**5. 据置・償還期間** 12・13ページの「生活福祉資金貸付条件等一覧」参照

**6. 生活困窮者自立相談支援の利用** 借入にあたり、生活困窮者自立相談支援事業の利用申込を貸付条件とする場合があります。また、必要に応じて、家計改善支援の利用を貸付条件とする場合があります。

**7. 申込に必要な書類** 必要書類は次のとおりです。複数の資金を同時に申込する場合、共通する書類は1部で結構です。  
ただし、京都府社協が必要と判断したときは、追加書類の提出をお願いすることがあります。また、添付する書類をお持ちでない場合は、窓口でご相談ください。

**世帯状況別の必要書類**

全申込者共通	証明書等	借入申込者世帯全員の住民票及び収入証明、連帯借入及び連帯保証申込者の住民票及び収入証明等
	意見書等	民生委員調査書等
生活保護世帯	意見書等	福祉事務所長又は府広域振興局保健所長の意見書等
外国人・障害者世帯	確認等	在留カード、特別永住者証明書などの窓口での確認と写し 障害者手帳等の窓口での確認と写し

**資金種類別の必要書類**

福祉費	①生業	見積書等	事業計画書（所定用紙）、経費見積書／機械器具、設備品、資材・商品仕入、自動車等の購入に関する見積書、カタログ・パンフレット等
		許可書等	運転免許証（写）、はり・きゅう・マッサージ業の免許証（写）、営業許可証（写）、飲食業の営業許可受理証明書（写）、軽車両運送業届出書、自動車保管場所確認書（新規購入）等
		契約書等	保証金に関する業者委託契約書、店舗・事業所等の借用契約書、所有者の承諾書、補修・改造確認書、賃貸契約書、業者指定委託契約書等
	②技能習得	証明書等	在学証明書、入学許可通知書、合格通知書（写）／自動車教習所入所申込受付書、雇用・内定先の運転免許が必要であることの証明
		見積書等	必要経費の見積書等（学校発行パンフレット等必要経費が明らかなもの）
	③住宅	見積書等	住宅計画書（所定用紙）、工事費見積書、見取図（平面、立面）
		写真等	補修・改築・増築部分と住宅全体像の写真等
		承諾書等	借地・借家の場合は、地主・家主の承諾書等
	④福祉用具購入	見積書等	機能回復訓練器具、用具等の見積書等
	⑤障害者自動車購入	証明書等	運転免許証（写）、購入見積書、自動車保管場所確認書（新規購入）、自動車検査証（買い替え）、医師等専門家の意見書等
	⑥中国残留邦人年金追納	通知書等	特例措置対象該当通知書、追納保険料納付書
	⑦療養	証明書等	診断並びに所要経費見込書（所定用紙）
	⑧介護等	通知書等	サービス利用票、サービス利用票別表、保険料納付、福祉用具購入費、住宅改修費経費見積書、市町村又は介護支援専門員の事前確認書（所定用紙）、障害福祉サービス等受給のための指定業者の請求書、償還払い立替経費見積書
	⑨災害援護	証明書等	官公署が発行する被災証明書、罹災証明書
		見積書等	必要経費の見積書等
	⑩冠婚葬祭	証明書等	婚姻の証明（挙式会場の予約証明書、結婚後の住民票）、出産証明（母子手帳（写））、死亡診断書又は確認書（民生委員）等
		見積書等	必要経費の見積書等（挙式費用、葬儀費用の見積書等）
	⑪転宅	見積書等	必要経費の見積書等（契約金・家賃等の見積書、運送費の見積書等）
		契約書等	賃貸契約書（写）、賃貸契約にかかる重要事項説明書
	⑫支度	見積書等	必要経費の見積書等
	⑬一般福祉	見積書等	必要経費の見積書等
	緊急小口資金	見積書等	医療機関、介護事業者が発行する請求書、被災証明・罹災証明書、その他資金使途がわかる必要書類